

報道発表資料の配付日時 8月20日(月) 10時00分

発表項目 (行事名)	平成30年度「新商品トライアル制度」認定事業者の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	—	発表場所	
概要	<p>道では、「新商品トライアル制度」認定事業者の募集を開始しました。この制度は、中小企業者等の受注機会の確保・拡大や販路開拓の支援を目的に、道内中小企業者等が新たに開発した新商品の生産又は新役務の提供により新しい事業分野の開拓を図る道内中小企業等の商品を知事が認定するものであり、これまでに108企業137商品が認定されています。募集期間は平成30年8月20日(月)から平成30年10月10日(水)【必着】までです。</p> <p>■認定申請にあたって 道内に本店を有する中小企業者等が、新商品・新役務の内容や生産、販路開拓等の計画等を記載した「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」を作成する必要があります。また、商品・役務の新規性や計画が適切であることなどの要件を満たす必要があります(詳しくは、別添募集チラシをご覧ください)。</p> <p>■認定後について 「トライアル新商品」として3年間、特定随意契約に係る登録名簿に登録し、道の機関において随意契約制度などを活用して購入に努めるとともに、認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。</p> <p>■募集スケジュール等 平成30年8月20日(月)～平成30年10月10日(水) ※各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課で受付を行います。</p> <p>■問い合わせ先 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループへ (☎011-204-5331 [直通])</p> <p>■ホームページアドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a></p>		
参考	【添付資料】 平成30年度新商品トライアル制度(実施のご案内)＜募集チラシ＞		
報道(取材)に 当たって のお願い	この制度は、中小企業者等の受注機会の確保・拡大や販路開拓を目的に、道自らが随意契約制度などを活用して、積極的に商品・役務の購入に努めるものであり、広く道内中小企業者等の参加を募りたいと考えていますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)道政記者クラブ、経済記者クラブ 各振興局・総合振興局 記者クラブ	
担当 (連絡先)	<p>経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ (担当者:石原) TEL ダイヤルイン 011-204-5331 内線 26-204</p> <hr/> <p>胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 (担当者:目黒) TEL ダイヤルイン 0143-24-9589 内線 2414</p>		

## 平成30年度 新商品トライアル制度（実施のご案内）

新商品・新役務の販路拡大をお考えの道内中小企業者等の皆様へ

道では、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

平成30年度募集を行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

### 1 申請受付期間

平成30年8月20日（月）～平成30年10月10日（水）

※ 本制度に係る募集要領、申請書様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。

【道ホームページURL】

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial\\_home.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm)

### 2 応募できる方

次のいずれかに該当する者が応募できます（次項の認定要件についても満たす必要があります。）

- (1) 道内に本店を有する中小企業者
- (2) 道内に住所を有する個人
- (3) 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体（NPO）
- (4) 道内の事業協同組合等

### 3 対象となる新商品又は新役務 ※平成28年度の募集から役務（サービス）も対象になりました。

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の増進に寄与し、次の要件（抜粋）を全て満たすものです（詳細は道ホームページをご覧ください）。

- (1) 申請時点において、既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していないこと。
- (2) 道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。
- (3) 道内で生産する新商品は、道内の工場で生産又は加工したものであること。
- (4) 新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

### 4 認定されると？

- (1) 道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品・新役務の購入に努めます。

#### ◆ 購入実績（一例）

- ・ 椅子型担架（座面と背もたれを作るフレーム部分を折り曲げて椅子型にした担架）
- ・ 制菌加工フィルター（菌の増殖を抑制する機能を備えたフィルター） など89機関で購入実績あり

#### ◆ 認定実績

- ・ ハーブな絨毯（ハーブを高密度に植栽したロール状のマット）
- ・ Glexa（グレкса）（対面効果を強く意識した文教機関向けe-ラーニングシステム） など134商品を認定

- (2) 表彰企業プレミアムパッケージ事業（認定後の支援）

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。

- ・ 受賞技術、製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 低利で融資する、北海道中小企業総合振興資金の「政策サポート」枠の優遇金利を適用（資金使途：事業資金 融資金額：1億円）等

## 5 応募方法及び応募先

新商品又は新役務ごとに、本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課へ申請書類を紙で1部、郵送（必着）または持参してください。申請書類（認定申請書、計画書）の様式は、道のホームページで入手できます。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial\\_home.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm)

◆ 申請書類一覧（各1部添付してください。）

- ① 認定申請書、計画書
- ② 定款（個人の場合は住民票）
- ③ 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
- ④ 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明（直近1年分）
- ⑤ 新商品に関する資料（カタログ、写真等）

◆ 申請書提出先

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	☎ 0126-20-0061
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	☎ 011-204-5828
後志総合振興局	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	☎ 0136-23-1362
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	☎ 0143-24-9589
日高振興局	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	☎ 0146-22-9282
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号	☎ 0138-47-9459
檜山振興局	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	☎ 0139-52-6641
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	☎ 0166-46-5940
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	☎ 0164-42-8440
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	☎ 0162-33-2528
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	☎ 0152-41-0636
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	☎ 0155-27-8537
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	☎ 0154-43-9182
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	☎ 0153-24-5619

## 6 問い合わせ先

北海道庁 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

TEL : 011-204-5331 (直通)

e-mail : keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

## 7 留意事項

- (1) 本制度での認定により、道が品質等を保証するものではありません。
- (2) 認定しても道の購入を確約するものではありません。
- (3) 認定した商品を道が工事で使用または発注する場合、本制度による随意契約は適用されません。
- (4) 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- (5) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- (6) 申請する商品が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

※ このパンフレットは概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず、道のホームページ等で、「募集要領」や「Q&A」をご覧になり、記載された事項を了承の上、提出してください。